



2009年度 5月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 2級 実技試験

## 生保顧客資産相談業務

実施日 2009年5月24日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

### 注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は5月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

7月1日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

- 1．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 2．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 3．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 4．解答は解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

株式会社X社（以下、X社という）に勤務するAさん（55歳）は、パートタイマーとして働いている妻Bさん（53歳）と商社に勤務する長女Cさん（25歳）の3人暮らしである。昨年、X社における定年退職の年齢が65歳に引き上げられたこともあり、Aさん自身も65歳まで働き続けたいと思っている。

Aさんは、最近、働きながら公的年金を受け取ることができるのか、定年退職後の年金支給がどうなるかなど、将来自分が受給できる公的年金について知りたいと思っている。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

なお、Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- ・ Aさん 1954（昭和29）年1月17日生まれ 55歳  
厚生年金保険に加入中。65歳で定年退職となる予定である。
- ・ 妻Bさん 1956（昭和31）年2月22日生まれ 53歳  
国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・ 長女Cさん 1983（昭和58）年9月12日生まれ 25歳  
厚生年金保険に加入中。

< 公的年金加入歴（見込みを含む） >

	20歳	22歳	49歳	65歳
Aさん	未加入 (27月)	厚生年金保険 (324月)	厚生年金保険 (189月)	
			平成15.4.1	退職 予定
妻Bさん	20歳	28歳	60歳	
	厚生年金保険 (96月)	国民年金保険料納付済期間 (384月)		

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、「在職老齢年金」の内容について説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

Aさんの場合、原則として( )歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が支給され、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給される。ただし、Aさんが( )歳以降も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社で勤務する場合、Aさんに支給される報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金は、60歳台前半の「在職老齢年金」の仕組みが適用され、Aさんの賃金(賞与も含む)の額によっては、その一部または全部が支給停止となる場合がある。

60歳台前半の「在職老齢年金」の仕組みによる支給停止基準額は、その月の標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額との合算である総報酬月額相当額と、老齢厚生年金の年金額(報酬比例部分)を12で除して得た額(以下、「( )」という)により決定される。総報酬月額相当額と( )との合計額が( )万円以下であれば、年金は全額支給されることになる。他方、総報酬月額相当額と( )との合計額が( )万円を超えた場合は、下記の表の計算式によって1カ月当たりの支給停止基準額が算出され、当該支給停止基準額(月額)が( )の額以上であれば、年金は全額支給停止となる。仮に、総報酬月額相当額が24万円、( )が10万円の場、支給停止基準額(月額)は( )万円となる。

<在職による支給停止基準額(月額)>

総報酬月額相当額(A) ( ) (B)	48万円以下	48万円超
28万円以下	$(A + B - 28万円) \times \frac{1}{2}$	$\{(48万円 + B) - 28万円\} \times \frac{1}{2} + (A - 48万円)$
28万円超	$A \times \frac{1}{2}$	$48万円 \times \frac{1}{2} + (A - 48万円)$
A = その月の標準報酬月額 + $\frac{\text{その月以前1年間の標準賞与額の総額}}{12}$ B = 老齢厚生年金の額 ÷ 12		

語句群	
3	9 14 18 28 48 60 61 64
給付基礎日額	基本月額 基本手当

《問2》 Aさんが、原則として65歳から受給できる老齢基礎年金の年金額を、平成20年度価額(物価スライド特例措置による金額)に基づいて求めなさい。なお、計算にあたっては、下記<資料>を利用し、答の年金額の端数処理は、50円未満は切り捨て、50円以上は100円に切り上げること。また、計算過程を示し、答は円単位とすること。

<資料>

老齢基礎年金の計算式

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料半額免除月数} \times \frac{2}{3} + \text{保険料全額免除月数} \times \frac{1}{3}}{480}$$

上記計算式においては、保険料の4分の1免除および4分の3免除については省略している。

《問3》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

「Aさんが厚生年金保険の被保険者としてX社に65歳まで勤務した場合、Aさんに支給される在職老齢年金の年金額を計算する際の被保険者期間には、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した月以後の厚生年金保険の被保険者期間は算入されません」

「Aさんに支給される報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の額には、加給年金額が加算されます」

「仮に、現時点でAさんが死亡した場合、妻Bさんに支給される遺族厚生年金の額には中高齢寡婦加算額が加算されます」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

大手化学メーカーに勤務するAさん（40歳）は、平成21年3月に念願のマイホーム（新築マンション）を購入した。Aさんは、今回のマイホーム購入をきっかけに、生命保険の見直しや定年退職後の生活資金の準備について考えるようになった。そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談した。

なお、Aさんの家族構成等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- Aさん（40歳）：平成20年分の給与収入の金額は、8,000千円である。  
妻Bさん（38歳）：専業主婦。パートタイマーとして月額60千円程度の給与収入を得ている。  
長男Cさん（8歳）：小学3年生  
長女Dさん（6歳）：小学1年生

< 支出に関する資料 >

- 日常生活費：月額250千円  
子どもの教育資金（予定）：21,000千円  
子どもへの結婚援助資金（予定）：3,000千円  
教育資金および結婚援助資金は、長男Cさん・長女Dさんの2人の合計額である。

< 金融資産および負債等 >

- 現金・普通預金：1,000千円  
積立定期預金：1,000千円（教育資金を目的とする）  
住宅ローン残高：29,000千円（団体信用生命保険加入）

< Aさんが現在加入している生命保険 >

- 定期保険特約付終身保険：死亡保険金額45,000千円  
（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

< Aさんが死亡した場合の勤務先からの死亡退職金等 >

- 死亡退職金および弔慰金：5,000千円

< Aさんが死亡した場合に妻Bさんが受け取る公的年金等 >

- 公的年金等の総額：65,000千円

< Aさんが死亡した場合の葬儀費用等 >

- 葬儀費用等：2,000千円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんはまず、現時点でAさんが死亡した場合の必要保障額を計算した。遺族に必要な資金の総額、Aさんの現時点での必要保障額の過不足額、を求めなさい(「過剰」または「不足」については、解答用紙の<答>の欄のいずれかを印で囲むこと)。

なお、およびともに、《設例》の各資料および下記<条件>を使用し、それら以外の条件等は考慮しなくてよい。計算過程を示し、答は千円単位とすること。

<条件>

- ) 2人の子どもが独立する年齢は、22歳(大学卒業時)とする。
- ) Aさんの死亡後から長女Dさんが独立するまで(16年間)の生活費は、現在の日常生活費の70%とする。
- ) 長女Dさんが独立した後の期間の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。
- ) 長女Dさん独立時の妻Bさんの年齢における平均余命は、33年とする。
- ) Aさん死亡後、妻Bさんが得るパート収入の総額は16,000千円とし、必要保障額の計算に際し、収入金額として考慮するものとする。

《問5》 Mさんは次に、Aさんに対して、生命保険の見直しについてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

「Aさんがケガや病気により寝たきりや要介護状態になった場合、Aさんの収入は大幅に減少することが予想されます。毎月の治療費や家族の生活費等の経済的負担をカバーする年金支払タイプの介護保障の準備も検討事項のひとつになります」

「妻Bさんが死亡した場合、それまで妻Bさんが行ってきた家事や育児等の労力を少なからず外部に頼ることになると思います。Aさんの家事や育児等の経済的費用をカバーする手段として、Aさんの生命保険の見直しと同時に妻Bさんの加入内容も確認する必要があります」

「長生きのリスクに備えて、定年後の生活資金の準備も必要です。現在保有している金融資産2,000千円全額を活用して、銀行や証券会社でも取り扱っている一時払個人年金保険に加入してください」

《問6》 Mさんは、Aさんの老後資金の準備にあたり、下記<資料>の諸係数早見表を用いてさまざまな資金シミュレーションを行った。下記の<資料>にある係数のうち、いずれか1つを用いて、次の、を求めなさい。なお、答は千円未満を四捨五入して千円単位とし、税金や手数料等は考慮しなくてよい。

<資料> 年利2.0%の諸係数早見表

期間	現価係数	減債基金係数	年金現価係数
1年	0.9804	1.0000	0.9804
10年	0.8203	0.0913	8.9826
25年	0.6095	0.0312	19.5235

<資料> 年利3.0%の諸係数早見表

期間	現価係数	減債基金係数	年金現価係数
1年	0.9709	1.0000	0.9709
10年	0.7441	0.0872	8.5302
25年	0.4776	0.0274	17.4131

65歳から10年間、年利2.0%で複利運用しながら毎年2,000千円の資金を受け取る場合、65歳において必要となる原資はいくらか。

65歳時に上記の原資(千円未満四捨五入後の金額)を確保することを目標として、今後25年間にわたって、年利3.0%で複利運用しながら資金を積み立てた場合、必要となる毎年の積立額はいくらか。なお、現時点での預金残高等は考慮しなくてよい。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（53歳）は、株式会社X社（以下、X社という）の代表取締役社長である。X社はAさんの父親が創業した会社で、Aさんは、15年前に父親から事業を引き継ぎ、代表取締役社長に就任した。なお、X社は、下記＜資料＞の生命保険に加入している。

＜資料＞ X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	無配当逡増定期保険（特約付加なし）
契約年月日	平成20年12月1日
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん（契約時年齢は53歳）
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	70歳満了
基本保険金額	100,000千円
逡増率変更年度	第6保険年度
年払保険料	8,000千円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 逡増定期保険に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選びなさい。

契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人を法人、被保険者を役員および従業員とする逡増定期保険の支払保険料は、税務上、期間の経過に応じて損金の額に算入する。X社が加入する逡増定期保険の場合、保険期間開始時から当該保険期間の（ ）に相当する期間においては、支払保険料の（ ）を前払金等として資産計上し、残りの支払保険料については、一般の定期保険の支払保険料の取扱い同様、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

なお、平成20年2月28日に「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」通達の一部が改正され、法人が支払う逡増定期保険の保険料の経理処理は変更された。平成20年2月27日以前に契約した逡増定期保険の場合、平成20年2月28日以降に支払う保険料の経理処理について、その変更は（ ）である。

語句群

4割    6割    8割    2分の1    3分の2    4分の3    必要    不要

《問8》 次の ， を求めなさい。なお，計算にあたっては， および ともに，計算過程を示し，答は千円単位とすること。

仮に，Aさんが65歳で退任するとした場合，X社から支給される役員退職金の金額を功績倍率を用いて求めなさい。なお，Aさんの退任時の最終給与月額が1,000千円，Aさんの役員在任期間（勤続年数）は27年0カ月，功績倍率は2.5倍とする。

上記 で求めた役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。なお，これ以外に退職手当等の収入はなく，障害者になったことが退職の直接の原因ではない。

《問9》 X社が現在加入している逓増定期保険に関する次の記述 ～ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

X社が当該生命保険を払済終身保険に変更した場合，X社は変更時における解約返戻金相当額を保険料積立金として資産計上し，それまで資産計上していた前払保険料を取り崩して，その差額を雑収入（または雑損失）として経理処理する。

仮に，Aさんが保険期間中に死亡し，X社に死亡保険金が支払われた場合，X社はそれまで資産計上していた前払保険料を取り崩して，受け取った死亡保険金額との差額を雑収入（または雑損失）として経理処理する。

X社がAさんの退職時に契約者をAさん，死亡保険金受取人をAさんの配偶者に名義変更し，当該生命保険契約を退職金の一部として現物支給した場合，支給時点での解約返戻金相当額がAさんの退職所得に係る収入金額となるため，Aさんは，現物支給された年分の給与所得等の他の所得金額と合算して所得税の確定申告をする必要がある。

【第4問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

薬剤師のAさん（67歳）は，妻Bさん（66歳）とともに自宅兼店舗において調剤薬局を営む個人事業主である。Aさんの平成20年分の収入に関する資料等は，以下のとおりである。

< Aさんの平成20年分の収入に関する資料 >

- (1) 調剤薬局に係る所得金額 : 3,500千円（青色申告特別控除前）
- (2) 青空駐車場の駐車料収入 : 600千円（必要経費は100千円）
- (3) 上場株式の譲渡損失の金額 : 500千円
- (4) 生命保険契約に基づく年金収入 : 2,000千円（必要経費は1,300千円）
- (5) 老齢基礎年金の年金額 : 800千円

< 妻Bさんの平成20年分の収入に関する資料 >

- (1) Aさんの営む調剤薬局に係る青色事業専従者給与 : 800千円
- (2) 生命保険契約に基づく年金収入 : 1,000千円（必要経費は860千円）

上記以外は考慮せず，各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成20年分の所得税額の計算に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を，下記の語句群のなかから選びなさい。

調剤薬局を営むAさんは，開業時に，所得税の青色申告の承認を受け，それ以来，毎年青色申告をしている。平成20年分の所得税においても，当該所得に係る取引を正規の簿記の原則により記録し，その記帳に基づいて作成された貸借対照表，損益計算書その他の計算明細書を（ ）に添付して，申告期限内に提出をしているため，青色申告特別控除として，最高（ ）千円を控除することができる。青色申告特別控除は，不動産所得から先に控除するため，青色申告特別控除後の事業所得の金額は（ ）千円となる。

語句群

100	550	650	2,850	2,950	3,350	3,400	3,550
青色申告承認申請書			確定申告書		開廃業等届出書		

《問11》 Aさんの平成20年分の所得税額の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

Aさんが所得税の確定申告をした後、納付すべき税額が過大であったことが判明した場合は、原則として申告期限から3年以内に限り、正当な税額にするための更正の請求をすることができる。

Aさんの上場株式の譲渡による損失の金額500千円は、Aさんの事業所得等の他の所得金額と損益通算することはできない。

妻Bさんの平成20年分の合計所得金額は380千円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができる。

《問12》 所得税の確定申告により、Aさんの平成20年分の納付すべき所得税額を、解答用紙の手順に従って求めなさい。なお、予定納税や源泉徴収税等は考慮しないものとする。また、Aさんの平成20年分の所得税に係る所得控除の額の合計額は、1,000,000円とする。計算過程を示し、答は円単位とすること。

< 公的年金等控除額 >

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	1,300千円未満	700千円
	1,300千円以上 4,100千円未満	収入金額 × 25% + 375千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	収入金額 × 15% + 785千円
	7,700千円以上	収入金額 × 5% + 1,555千円
65歳以上の者	3,300千円未満	1,200千円
	3,300千円以上 4,100千円未満	収入金額 × 25% + 375千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	収入金額 × 15% + 785千円
	7,700千円以上	収入金額 × 5% + 1,555千円

< 所得税の速算表 >

課税総所得金額	税率	控除額
超 以下	%	円
1,950千円	5	-
1,950千円 ~ 3,300千円	10	97,500
3,300千円 ~ 6,950千円	20	427,500
6,950千円 ~ 9,000千円	23	636,000
9,000千円 ~ 18,000千円	33	1,536,000
18,000千円 ~	40	2,796,000



《問13》 妻Bさんが相続により取得した個人年金保険に係る年金受給権等に関する次の記述  
 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答欄に記入しなさい。

妻Bさんが相続により取得した個人年金保険に係る年金受給権は、相続税法24条の定期金に関する権利の評価の規定により評価され、「5,000千円×法定相続人の数」に係る非課税金額の規定が適用される。

妻Bさんが継続して受け取る年金は雑所得に該当するが、雑所得の金額の計算上、相続税法24条の定期金に関する権利の評価の規定による評価額が必要経費となる。

仮に、妻Bさんが当該年金受給権を取得後、保証期間付終身年金の保証期間部分の残りの年金額を一括して受け取った場合、その一時金は雑所得に該当し、妻Bさんに係る所得税および住民税の課税対象となる。

《問14》 下記<資料>を参考に、妻Bさんが相続により取得した個人年金保険に係る年金受給権の評価額を求めなさい。なお、保証期間の残存期間(回数)は6年(回)とする。また、解答にあたっては、計算過程を示し、答は千円単位とすること。

<資料>

- ・確定年金の年金受給権の評価額を求める計算式

評価額 = 1年間に受け取る年金額 × 残存期間 × 残存期間に対する評価割合

残存期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

ただし、評価額が1年間に受け取る年金額の15倍を超える場合には、年金額に15倍を乗じた額が限度となる。

- ・終身年金の年金受給権の評価額を求める計算式

評価額 = 1年間に受け取る年金額 × 年齢に応ずる法定評価倍率

年齢	25歳以下	25歳超 40歳以下	40歳超 50歳以下	50歳超 60歳以下	60歳超 70歳以下	70歳超
倍数	11倍	8倍	6倍	4倍	2倍	1倍

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、空欄 の納付すべき相続税額は、「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けたものとして計算すること。また、問題の性質上、明らかにできない部分は 千円で示してある。

	現金および預貯金等	75,000千円
	自宅（宅地および建物）	44,000千円
	その他の不動産	32,000千円
	死亡保険金	25,000千円
	死亡保険金の非課税金額	( )千円
( a )	相続税の課税価格の合計額	千円
( b )	遺産に係る基礎控除額	( )千円
	課税遺産総額 ( a - b )	千円
	相続税の総額 ( c )	( )千円
	納付すべき相続税額	( )千円

< 相続税の速算表 >

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円